



# 秋田県公報

## 目 次

## 告 示

大規模小売店舗の変更に関し聴取した意見の概要(四一四・商工業振興課)  
既存の大規模小売店舗の変更に関する届出(四一五・商工業振興課)

## 公 告

市町村営土地改良事業の施行の同意(雄勝総合農林事務所)  
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)

## 教育委員会告示

教育委員会会議の開催(七)

## 告 示

## 秋田県告示第四百十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十四年六月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

## 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

土崎ショッピングセンター

秋田市土崎港南二丁目三番四十一号

## 二 秋田市長の意見

店舗の照明や駐車場内自動車の灯火等が、周辺住民の睡眠等に影響を与える場合が考えられるので、照明灯による光害対策について周辺住民の意見を尊重し、十分

に配慮すること。

三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要  
意見書の提出なし

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十四年六月十一日から同年七月十一日まで

## 秋田県告示第四百十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十四年六月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

## 一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

よねや商事株式会社 代表取締役 佐々木 隆 一

横手市鍛冶町四番二号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングセンター新湯沢

湯沢市万石二百四十二外

(三) 変更しようとする事項

(1) 小売業を行う者の閉店時刻

よねや商事株式会社 外一者

ア 変更前 午後九時

イ 変更後 翌日の午前零時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前九時十五分から午後九時十五分まで

イ 変更後 午前九時十五分から翌日の午前零時十五分まで

(四) 変更する年月日

- 平成十四年六月一日  
届出年月日  
平成十四年五月三十日  
三 関係書類の縦覧場所及び期間  
縦覧場所  
(一) 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室  
湯沢市役所 商工観光課  
(二) 縦覧期間  
平成十四年六月十一日から同年十月十一日まで  
四 意見書の提出先  
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課  
五 意見書に添付する書面に記載すべき事項  
(一) 意見を述べる者の氏名及び住所  
(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称  
(三) 意見を述べる理由

## 公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、皆瀬村から協議があつた土地改良事業（上野地区単小規模土地改良事業（かんがい排水））の施行について、平成十四年六月三日同意したので、同法第九十六条の二第七項の規定に基づき、公告する。

平成十四年六月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により、公告する。  
平成十四年六月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項  
(一) 購入物品名及び数量  
小型除雪車（一・三メートル級） 一台  
(二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。  
(三) 納入期限

平成十四年十一月十五日（金）

(四) 納入場所  
仙北建設事務所

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。  
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。  
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八 八六〇 二七三八）

(三) 入札説明書及び仕様書の交付方法

(一) 秋田県の休日を守る条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年六月十一日（火）から同月二十日（木）までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十四年六月二十六日（水）午後一時

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とす。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

教 育 委 員 会 告 示

(五) 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。  
その他  
詳細は、入札説明書による。

秋田県教育委員会告示第七号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成十四年六月十一日

秋田県教育委員会委員長 米 田 愛 治

一 日時 平成十四年六月十二日 午前十時四十分

二 場所 教育委員室

三 案件

(一) 秋田県心身障害児就学審議会委員の任命について  
その他  
他二件

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話(0862)876600  
FAX(0863)000505  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄